

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：自然環境局

施策名：（施策5）生物多様性の保全と自然との共生の推進

施策体系：（目標5-2）自然環境の保全・再生

評価結果の概要

【達成の状況】

- 原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。
- 国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。第171回国会に提出した「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律」（平成22年法律第47号）が平成21年6月に公布され、平成22年4月の施行のため、政省令や通知類の改正等の必要な業務を行うとともに、関係者への周知に努めた。

【必要性】

- 自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。
- 特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国（環境省）が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。
- 生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。
- 平成19年4月に制定された海洋基本法及び同法に基づき平成20年3月に策定された海洋基本計画を受け、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備及び保全戦略の策定、並びに関係府省と連携し、海洋保護区のあり方について明確にすることが必要である。
- かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。

【有効性】

- 国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、29地域であり、全地域（57地域）で点検を実施するという目標に対して51%の達成率となっている。達成率が51%にとどまっている原因は、国立公園は土地所有に関係なく指定し、法に基づく各種行為規制を課すことにより、当該地の風致景観を保護する制度であるため、公園計画の点検作業に当たっては、他の公益との調整に多大な時間を要する場合が多く、当初の目標年度までに点検作業を終えることができない場合があるからと考えられる。
- 全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始した吉野熊野国立公園の西大台地区において、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を推進した。
- グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。
- 広範な関係者の参画による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、尾瀬、白山等6つの国立公園で管理運営体制の再構築に向けたモデル的取組を実施した。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットを作成した。
- 海域については、「国立・国定公園海域保全方策検討調査業務」を実施し、自然公園法改正に向けた海域の国立・国定公

園の保全及び利用上の課題等を整理し、国立公園として保全すべき海域について検討した。

- 「海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定業務」を実施し、我が国の海洋生物多様性の情報の収集や海洋の生物多様性保全のあり方について検討した。
- 世界自然遺産について、「知床」では世界遺産委員会からの勧告を踏まえた管理計画の見直しを実施し、「屋久島」では順応的な管理の推進のための科学委員会を立ち上げるなど、管理充実を図った。また、平成22年1月にユネスコ世界遺産センターに対して小笠原諸島の世界自然遺産への推薦書を提出した。
- 里地里山については、これまで実施してきた里地里山保全再生モデル事業の成果により、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークの形成が図られた。
- 自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっており、自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来にわたって市民等に活用されることが期待される。
- 自然再生推進法の運用を推進することにより、平成21年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計22箇所(21年度単年度に2箇所)設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が22箇所策定され、自然再生事業実施計画が20件(21年度単年度に3件)主務大臣に送付されている。

【効率性】

- 我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。
- 自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。
- 自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO等が主体となった自然再生を効率的に推進している。

【今後の展開】

- 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。
- 公園計画の見直しを円滑に進めるために、各地方環境事務所国立公園・保全整備課長及び同国立公園企画官会議等において、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底することとする。また、都道府県自然公園行政担当会議等において、都道府県に対し、必要な情報提供や調整への協力を求めることとする。
- 自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。国立・国定公園の指定状況についても、重点地域を定め、計画的に全国的な見直しを行う。
- 生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。
- 国と地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの多様な主体による国立公園の協働型管理運営体制の構築と質の高い国立公園サービスの提供に向けた取組を開始する。この中で、平成21年度までに尾瀬や白山等で実施したモデル的取組を進展させ、富士山地域等において「協働型管理運営体制構築事業」を開始するとともに、阿寒湖畔においては、地域住民とともに景観に配慮した集団施設地区づくりを検討する。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
- 引き続き、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備を進め、保全戦略の策定及び関係府省と連携して海洋保護区のあり方について検討を行う。
- 世界自然遺産地域(知床、白神山地、屋久島)に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、平成22年1月に推薦書を提出した小笠原諸島の登録を目指して外来種対策や登録の可否を評価するための調査団の受け入れを行う。また、推薦候補地として選定されている琉球諸島について保護地域の拡大や外来生物対策の推進など推薦に向けた条件の整備を進める。
- 特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析、研修会の開催や専門家の人材登録・紹介等の技術支援を行うとともに、多様な主体が里地里山を管理し、持続的に利用する枠組みを構築する。
- 多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援や、活動の立ち上げ、情報交換等への支援を行うとともに、国民への普及啓発を図る。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称及び単位		①(間接) 国立公園計画の点検実施済地域数[地域] ②(間接) 自然再生推進法に基づく協議会数[協議会] ③(間接) 環境省の自然再生事業実施地区数[地区]						
指標年度等		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①	33	36	34	29		H21年度	57
	②	18	18	19	20	22	—	増加傾向を維持
	③	18	19	19	19	19		
目標を設定した根拠等		基準年	基準年		—	基準年の値		
		根拠等	①国立公園の 57 地域すべてにおいて概ね 5 年ごとに実施する必要がある。					